

諮問日：令和5年4月26日（令和5年度（情）諮問第3号）

答申日：令和5年10月25日（令和5年度（情）答申第18号）

件名：福岡地方裁判所における特定期間に同庁で作成された開廷表（民事に限る）のうち、特定の弁護士が訴訟代理人となっている事件の記載がされた文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

2021年1月1日から2023年2月13日まで（以下「本件申出期間」という。）に福岡地裁本庁で作成された開廷表（民事に限る）のうち、弁護士であるA、B、Cのいずれもが訴訟代理人となっている事件の記載部分（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、福岡地方裁判所長が、本件開示申出文書は存在しないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、福岡地方裁判所長が令和5年3月16日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

実際に本件申出期間に、開示申出書記載の各弁護士が訴訟代理人である事件の期日が開催されており、本件開示申出に係る文書は作成されているはずであるから、不存在との判断は誤っている可能性が高く、また、福岡地方裁判所が発出した通知書の記載では不存在の理由が不明であって理由付記に不備があるから、原判断は実体面からも、手続面からも違法又は不当である。

また、特定のシステムから出力される開廷表も開示対象文書になるはずであ

る。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示申出については、福岡地方裁判所において探索を行ったが、本件開示申出に係る文書は存在しなかった。
- 2 苦情申出人は、実際に本件申出期間に、上記第1記載の各弁護士が訴訟代理人である事件の期日が開催されており、本件開示申出に係る文書は作成されているはずであるから、不存在との判断は誤っている可能性が高く、また、福岡地方裁判所が発出した通知書の記載では不存在の理由が不明であって理由付記に不備があるから、原判断は実体面からも、手続面からも違法又は不当である旨主張する。

この点、本件開示申出に係る司法行政文書は開廷表であるところ、福岡地方裁判所の民事部においては、開廷表は一日の全期日終了後、担当部係において全て廃棄しており、申出時点において、本件申出期間中の開廷表の保有はなかった。

なお、本件開示申出に係る文書については、過去に作成又は取得した可能性はあるものの実際に作成又は取得したのか否か、あるいは、作成又は取得後に廃棄されたのかが判然としないことから、いずれにしても福岡地方裁判所において存在しないとの理由で不開示とする判断に至ったものである。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和5年4月26日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年5月24日 苦情申出人から意見書（同月18日付け）及び資料を收受
- ④ 同年9月22日 審議
- ⑤ 同年10月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の説明によれば、福岡地方裁判所の民事部においては、開廷表は、法廷が開かれる日の全事件の期日の終了後、担当部係によって全て廃棄され、申出時点において、本件申出期間中の開廷表の保有はなかったということである。開廷表の使用目的に照らすと、上記説明が不合理であるとはいえない。
- 2 苦情申出人は、実際に本件申出期間に、上記第1記載の各弁護士が訴訟代理人である事件の期日が開催されているから、本件開示申出に係る文書は作成されているはずであるなどと主張するが、同主張は上記結論を左右するものではない。また、苦情申出人は、令和5年5月18日付け意見書において、特定のシステムから出力される開廷表が開示対象文書になる旨主張するが、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、裁判所においては、庁舎入口や法廷前において掲示されるために作成される文書をもって開廷表として開示対象とする扱いであるとしているものと認められるが、このような扱いが不合理であるとはいえない。したがって、上記苦情申出人の主張は採用できない。

そのほか、苦情申出人の苦情は、開示申出に係る判断の相当性を左右するものではないから、採用しない。
- 3 以上によれば、原判断については、福岡地方裁判所は本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口 正人

委員 長戸 雅子